SOMPO ホールディングス

保険の先へ、挑む。

第5回 定時株主総会 招集ご通知








目 次

■ **第５回定時株主総会招集ご通知** ……1
■ 株主総会参考書類 ……6
第１号議案　剰余金の処分の件 ……6
第２号議案　取締役12名選任の件 ……7
■ 事業報告 ……21
■ 連結計算書類 ……55
■ 計算書類 ……58
■ 監査報告書 ……60

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社

証券コード 8630

ご挨拶



株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を６月22日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
取締役社長　**櫻田　謙悟**

グループ経営理念

損保ジャパン日本興亜グループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

グループ行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

目指す企業グループ像

真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

ブランドスローガン

保険の先へ、挑む。

保険にとどまらない幅広い事業領域にチャレンジして行く、
その幅広さを表現するとともに、「挑む」という能動的な言葉に、
真のサービス産業を目指して行く、世界で伍していく強い意志を込めました。

証券コード　8630
平成27年５月29日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番１号
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
取締役社長　櫻田謙悟

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」（６頁から20頁まで）をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（４頁から５頁まで）にしたがって議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　平成27年６月22日（月曜日）午前10時

2.　場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番１号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社　本店２階会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

3.　株主総会の目的である事項

報告事項　1. 平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役12名選任の件

4.　議決権行使に関する事項

(1) 議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案に対し、賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 同封の議決権行使書用紙とインターネットによる議決権行使が重複した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使を代理人に委任する場合は、当社定款第18条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま１名を代理人とし、その方が、代理権を証明する書面（委任状等）を会場受付にご提出ください。

また、代理権を証明する方法として、委任者の記名押印のある委任状等に加え、以下のいずれかの書類をご提出いただくことが必要となります。

① 当社から委任者に送付した議決権行使書用紙

② 委任者の印鑑登録証明書（この場合、委任状等には印鑑登録証明書の登録印の押印が必要です。）

③ 委任者の運転免許証、各種健康保険証等委任者の住所、氏名の確認ができる公的証明書類の写し

以　上

○招集通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知への記載を省略しております。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書

④計算書類の個別注記表

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページにその内容を掲載いたします。

【当社ホームページ】	http://www.sompo-hd.com/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

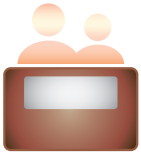

株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。



書面（議決権行使書用紙）の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに到着**するようご返送ください。



インターネット

以下の議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって**平成27年６月19日（金曜日）午後５時まで**に、各議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使サイト】	http://www.it-soukai.com/

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。
（「ＱＲコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



【ご留意いただく事項】

①株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになります。

②議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

③パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

④携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては、ご利用できない場合もあります。

【お問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

みずほ信託銀行　証券代行部

1. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
   電話　　0120-768-524（フリーダイヤル）
   受付時間　午前９時から午後９時まで（土日・祝日を除く）

2. 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
   電話　　0120-288-324（フリーダイヤル）
   受付時間　午前９時から午後５時まで（土日・祝日を除く）

機関投資家の皆さまへ	議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

■ 第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務の健全性を確保しつつ、成長事業分野への投資等により資本効率の向上を図るとともに、株主の皆さまへの還元につきましては、安定的な配当を基本とし、資本の状況に応じて自社株式取得も選択肢としております。また、中期的な目標水準は、総還元性向（注1）で修正連結利益（注2）（国内生命保険事業を除く。）の50%としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況や今後の事業環境等を勘案しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式１株につき　　金40円
   総額　　16,321,513,920円
   これにより、当期における年間配当金は、中間配当金30円を含め、１株につき70円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
   平成27年６月23日

注 1. 総還元性向＝(配当総額＋自社株式取得総額)／修正連結利益(国内生命保険事業を除く。)
2. 修正連結利益とは、当社グループの修正ベースの利益総額をいいます。
修正連結利益を元に計算した当期修正連結ROEは5.2%となります。

※修正利益の計算方法は、以下のとおりであります。

事業区分	修正利益計算上の事業の定義	修正利益の計算方法
国内損害保険事業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社、そんぽ２４損害保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、の単体の合算	当期純利益 ＋異常危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） －有価証券の売却損益・評価損（税引後） －特殊要因
国内生命保険事業	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	当期エンベディッド・バリュー（ＥＶ）増加額 －増資等資本取引 －金利等変動影響額
海外保険事業	海外保険子会社	当期純利益
金融・サービス事業	金融サービス事業、ヘルスケア事業など	当期純利益

※修正連結ROEの計算方法は、以下のとおりであります。

修正連結利益÷［連結純資産（除く生命保険子会社純資産）＋異常危険準備金（税引後）＋価格変動準備金（税引後）＋生命保険子会社エンベディッド・バリュー（ＥＶ）］
※分母は、期首・期末の平均残高

■ 第２号議案　取締役12名選任の件

当社の取締役は、平成26年６月23日開催の当社定時株主総会において選任いただいた12名のうち、磯谷隆也氏および熊野御堂厚氏は平成27年３月31日付けで辞任し、他の10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社の取締役会は取締役選任議案の策定にあたり、19頁に記載の「役員選任方針」を定めております。取締役会は、この「役員選任方針」に則り取締役会が経験や実績のバランス・多様性の確保を考慮して構成されることで、当社の事業戦略の遂行に関わる重要な意思決定機能や監督機能の強化が図れるものと判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者（12名）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 二宮雅也（ふたみや まさや） （昭和27年２月25日生） 再任	昭和49年　４月　日本火災海上保険株式会社入社 平成15年　６月　日本興亜損害保険株式会社執行役員社長室長兼社長室ＩＲ室長 平成16年　４月　同社執行役員社長室長兼ＣＲ企画部長 平成16年　６月　同社常務執行役員 平成17年　６月　同社取締役常務執行役員 平成21年　６月　同社代表取締役専務執行役員 平成23年　６月　当社取締役 日本興亜損害保険株式会社代表取締役社長社長執行役員 平成24年　４月　当社代表取締役会長会長執行役員 平成26年　９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長社長執行役員（現職） 平成27年　４月　当社代表取締役会長（現職） <担　当> 総覧 <重要な兼職の状況> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長社長執行役員 <取締役候補者とした理由> 二宮雅也氏は、損害保険事業における経営統合、経営企画、営業、海外駐在などの経験を有しており、平成23年に日本興亜損害保険株式会社代表取締役社長に就任、平成24年に当社代表取締役会長に就任、平成26年９月に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代表取締役社長に就任しております。保険持株会社の経営全般、損害保険事業の経営全般に知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。	15,725株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	 櫻田謙悟（さくらだけんご） （昭和31年２月11日生） 再任	昭和53年　４月　安田火災海上保険株式会社入社 平成17年　７月　株式会社損害保険ジャパン執行役員金融法人部長 平成19年　４月　同社常務執行役員 平成19年　６月　同社取締役常務執行役員 平成22年　４月　当社取締役常務執行役員 平成22年　７月　当社取締役執行役員 株式会社損害保険ジャパン代表取締役社長社長執行役員 平成23年　６月　当社取締役 平成24年　４月　当社代表取締役社長社長執行役員（現職） 平成26年　９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役会長会長執行役員 平成27年　４月　同社代表取締役会長（現職） <担　当> 総括、グループＣＥＯ（最高経営責任者） <重要な兼職の状況> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役会長 <取締役候補者とした理由> 櫻田謙悟氏は、損害保険事業における経営統合、事業提携、経営企画、営業、システムなどの経験に加え、国際金融機関におけるグローバルキャリアを有し、平成22年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役社長に就任、平成24年に当社代表取締役社長に就任しております。保険持株会社の経営全般、グローバル経営に知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できることに加え、今後のグローバル展開・新規事業分野への進出においてこれらの知見が必要と判断し、引き続き取締役候補者としました。	15,541株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 辻（つじ）　伸治（しんじ） （昭和31年12月10日生） 再任	昭和54年 4月　安田火災海上保険株式会社入社 平成20年 4月　株式会社損害保険ジャパン執行役員 カスタマーサービス部長 平成21年 4月　同社常務執行役員 平成23年 6月　当社取締役常務執行役員 平成24年 4月　当社取締役専務執行役員 平成26年 4月　当社代表取締役副社長執行役員（現職） ＜担　当＞ 広報部、ＣＳＲ部、経営管理部、運用統括部、経理部、内部監査部（共管） ＜取締役候補者とした理由＞ 辻伸治氏は、損害保険事業における経理、広報、ＣＳＲ、営業などの経験に加え、当社においては国内グループ会社の経営管理を担当し、平成26年に当社代表取締役に就任しております。保険持株会社および損害保険会社における経営管理、財務全般に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。	16,950株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	 にし　ざわ　けい　じ 西　澤　敬　二 （昭和33年２月11日生） 再任	昭和55年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社 平成20年 ４月　株式会社損害保険ジャパン執行役員営業企画部長 平成22年 ４月　同社常務執行役員 平成22年 ６月　同社取締役常務執行役員 平成23年10月　同社取締役常務執行役員自動車業務部長 平成23年11月　同社取締役常務執行役員 平成24年 ６月　当社取締役執行役員 平成25年 ４月　株式会社損害保険ジャパン取締役専務執行役員 日本興亜損害保険株式会社専務執行役員 平成26年 ４月　株式会社損害保険ジャパン代表取締役専務執行役員 平成26年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役専務執行役員 平成27年 ４月　当社取締役副社長執行役員（現職） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員（現職） ＜担　当＞ ＩＴ企画部、新事業開発部、内部監査部（補佐）、グループＣＩＯ（最高システム責任者） ＜重要な兼職の状況＞ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員 ＜取締役候補者とした理由＞ 西澤敬二氏は、損害保険事業における経営企画、人事、商品開発、営業、保険金サービス、システムなどの経験を有し、当社においては新規事業開発を担当し、平成24年に当社取締役に就任、平成26年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役に就任しております。損害保険事業における経営全般および新規事業開発に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。	5,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	 竹本（たけもと） 尚一朗（しょういちろう） （昭和30年１月20日生） 再任	昭和53年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社 平成23年10月　株式会社損害保険ジャパン執行役員リスク管理部長 平成24年 ６月　同社取締役執行役員リスク管理部長 平成25年 ４月　当社執行役員 株式会社損害保険ジャパン取締役執行役員 日本興亜損害保険株式会社執行役員 平成25年 ６月　当社取締役執行役員 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員 平成26年 ４月　当社取締役常務執行役員（現職） 平成26年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職） ＜担　当＞ 海外経営管理部、法務部、内部統制部、リスク管理部、内部監査部（共管）、グループＣＲＯ（最高リスク管理責任者） ＜重要な兼職の状況＞ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員 ＜取締役候補者とした理由＞ 竹本尚一朗氏は、損害保険事業における資産運用、リスク管理、海外駐在などの経験に加え、投資顧問会社のキャリアを有し、当社においてはグループＣＲＯとしてグループベースのＥＲＭを担当し、平成24年に株式会社損害保険ジャパン取締役に就任、平成25年に当社取締役に就任しております。保険事業にかかる高度なリスク管理に知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。	7,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	 江原（えはら）　茂（しげる） （昭和33年12月18日生） 再任	昭和56年 4月　安田火災海上保険株式会社入社 平成23年 4月　株式会社損害保険ジャパン執行役員企業商品業務部長 平成25年 4月　当社執行役員 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員 平成25年 6月　当社取締役執行役員 平成26年 4月　株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員東アジア部長 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員東アジア部長 平成26年 9月　当社取締役常務執行役員東アジア部長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員東アジア部長 平成26年12月　当社取締役常務執行役員（現職） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職） ＜担　当＞ 海外事業企画部、欧州部 ＜重要な兼職の状況＞ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員 ＜取締役候補者とした理由＞ 江原茂氏は、損害保険事業における海外事業、商品開発、再保険、営業などの経験を有し、当社においては海外事業におけるM＆Aや成長戦略を担当し、平成25年に当社および株式会社損害保険ジャパンの取締役に就任しております。保険事業における海外事業、再保険を含む企業商品分野に高い知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。	4,450株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	 伊東正仁（いとうしょうじ） （昭和35年1月20日生） 新任	昭和59年 4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成25年 4月　日本興亜損害保険株式会社執行役員千葉支店長 株式会社損害保険ジャパン執行役員千葉支店特命部長 平成25年10月　同社執行役員千葉支店長 平成26年 9月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員千葉支店長 平成27年 4月　当社常務執行役員（現職） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職） ＜重要な兼職の状況＞ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員 ＜取締役候補者とした理由＞ 伊東正仁氏は、損害保険事業における経営統合、経営企画、保険金サービスなどの経験を有し、平成27年に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役に就任しております。損害保険事業における経営全般にかかる豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任取締役候補者としました。	1,475株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	 髙橋 薫（たかはし かおる） （昭和31年5月13日生） 新任	昭和54年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成20年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 人事部長 平成22年 4月 同社常務執行役員 平成22年 6月 同社取締役常務執行役員 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社取締役 平成24年 4月 株式会社損害保険ジャパン代表取締役副社長執行役員 平成25年 4月 日本興亜損害保険株式会社副社長執行役員 平成26年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員 平成27年 4月 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社代表取締役社長社長執行役員（現職） ＜重要な兼職の状況＞ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社代表取締役社長社長執行役員 ＜取締役候補者とした理由＞ 髙橋薫氏は、損害保険事業における経営企画、人事、営業などの経験を有し、平成24年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役に就任、平成27年に損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の代表取締役社長に就任しております。損害保険事業および生命保険事業における経営全般の豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任取締役候補者としました。	6,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	 野原（のはら） 佐和子（さわこ） （昭和33年１月16日生） 再任 社外取締役候補者 独立役員	昭和63年12月　株式会社生活科学研究所入社 平成 ７年 ７月　株式会社情報通信総合研究所入社 平成 ８年 ４月　同社主任研究員 平成10年 ７月　同社ＥＣビジネス開発室長 平成12年12月　有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役 平成13年12月　株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現職） 平成18年 ６月　日本電気株式会社取締役 平成21年11月　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現職） 平成24年 ６月　株式会社損害保険ジャパン監査役 平成25年 ６月　当社取締役（現職） 平成26年 ６月　日本写真印刷株式会社取締役（現職） 株式会社ゆうちょ銀行取締役（現職） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 日本写真印刷株式会社取締役（社外取締役） 株式会社ゆうちょ銀行取締役（社外取締役） ＜社外取締役候補者とした理由等＞ 野原佐和子氏は、経営者としての経験やＩＴ業界に関わる豊富な経験を有し、多角的かつ専門的な観点から当社の経営に適切な助言を行っており、また、同時に当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関して貴重な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	 遠藤（えんどう）　功（いさお） （昭和31年５月８日生） 再任 社外取締役候補者 独立役員	昭和54年 ４月　三菱電機株式会社入社 昭和63年10月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 平成 ４年10月　アンダーセン・コンサルティング入社 平成 ８年10月　同社パートナー 平成 ９年 ９月　日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社パートナー兼取締役 平成12年 ５月　株式会社ローランド・ベルガー代表取締役社長 平成18年 ４月　同社会長（現職） 早稲田大学大学院商学研究科教授（現職） 平成23年 ５月　株式会社良品計画取締役（現職） 平成25年 ３月　ヤマハ発動機株式会社監査役（現職） 平成26年 ６月　当社取締役（現職） 日新製鋼株式会社取締役（現職） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社ローランド・ベルガー会長 早稲田大学大学院商学研究科教授 株式会社良品計画取締役（社外取締役） ヤマハ発動機株式会社監査役（社外監査役） 日新製鋼株式会社取締役（社外取締役） ＜社外取締役候補者とした理由等＞ 遠藤功氏は、学識経験者としての幅広い見識と、経営者として、また、コンサルティングファームを通じての豊富な経験を有し、特に大学での「現場力」の実践的研究を通じて当社の経営に適切な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。	100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	 村田珠美（むらたたまみ） （昭和35年１月18日生） 再任 社外取締役候補者 独立役員	昭和63年 ４月　弁護士登録 平成13年 ８月　村田法律事務所弁護士（現職） 平成20年 ４月　第二東京弁護士会副会長 平成26年 ６月　当社取締役（現職） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士 ＜社外取締役候補者とした理由等＞ 村田珠美氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、その知識と経験に基づく専門的な見地から当社の経営に適切な助言を行っており、また、同時に当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関して貴重な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	 スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (昭和35年12月26日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員	平成13年 4月　麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授 平成16年 5月　株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成17年 9月　株式会社セブン＆アイ・ホールディングス取締役（現職） 平成18年 3月　株式会社ニッセン（現株式会社ニッセンホールディングス）監査役（現職） 平成18年 4月　立教大学経営学部国際経営学科教授（現職） 平成23年 3月　株式会社ブリヂストン取締役（現職） 平成26年 6月　当社取締役（現職） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス取締役（社外取締役） 株式会社ニッセンホールディングス監査役（社外監査役） 立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン取締役（社外取締役） ＜社外取締役候補者とした理由等＞ スコット・トレバー・デイヴィス氏は、学識経験者としての幅広い見識を有し、特に大学での経営戦略論やＣＳＲに関わる研究を通じて当社の経営に適切な助言を行っており、またグローバルな視点で多角的な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としました。	0株

注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を定めており、各氏が本基準に掲げる審査事由に該当しておらず、独立性を有すると判断しております。
また、各氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 野原佐和子氏は、平成24年６月から平成25年６月まで、当社の子会社である株式会社損害保険ジャパンの社外監査役でありました。
4. 野原佐和子氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。また、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
5. 当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。各氏が社外取締役に選任（再任）された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。

■役員選任方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員選任方針」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜役員選任方針＞

当社の取締役および執行役員ならびに監査役の選任にあたっては、次の役員選任方針に則り、取締役および執行役員については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会がその候補者を決定します。また、取締役会が監査役の選任に関する株主総会議案を決議する際には、取締役はあらかじめ監査役会とその候補者について協議する機会を設け、監査役会の同意を求めます。

１．取締役・監査役の選任方針
当社は子会社等を監督・指導するとともに、損害保険事業を中心に様々な事業を営む子会社等の経営戦略を包含したグループ全体の経営戦略を策定し、これを着実に遂行・実現する役割を担っています。この観点から、取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を専門分野に偏りがないように経験や実績のバランスの確保を考慮して選任するほか、さらに多様かつ独立した視点・観点から経営課題等に対して客観的な判断を行うことを目的として、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者・学識者・法曹関係者等を社外取締役として複数選任し全体構成します。監査役会については、財務および会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹分野等にかかわる専門的知見を有する者等、全体のバランスを考慮して選任します。
また、取締役・監査役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、社外取締役・社外監査役については「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準に照らし合わせて選任を行います。
なお、実質的な議論を行うことを目的として、定款の定めにより取締役は15名以内、監査役は７名以内とします。

２．執行役員の選任方針
当社は、執行役員の選任にあたり、「望ましい執行役員像」・「執行役員選任方針」を定め、必要な能力・資質、経験や実績のバランス等に関する基本的事項を定めています。また、指名・報酬委員会は第三者による候補者の人材アセスメント等を含め、多角的な観点で執行役員選任プロセスを定めており、これらを踏まえて選任を行います。

以　上

■社外役員の独立性に関する基準

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜社外役員の独立性に関する基準＞

当社は、次に掲げる事項に基づいて社外取締役および社外監査役の当社からの独立性を判断します。

1．人的関係：本人と当社グループの役職員との親族関係、その出身会社と当社との役員の相互就任状況
2．資本的関係：本人またはその出身会社による当社株式保有、当社グループによる株式保有
3．取引関係：本人またはその出身会社と当社グループとの取引・寄付
4．その他の利害関係

社外取締役の候補者が次に掲げる事由に該当するときは、社外取締役を中心に組成する指名・報酬委員会が独立性の有無を審査し、取締役会が最終判断した後に、株主総会に選任議案を提出するとともに、各金融商品取引所の定める独立役員として届け出ます。

社外監査役にあっては、監査役会は本基準を斟酌し、株主総会に提出する監査役選任議案への同意を行います。

(1) 本人が当社または子会社の業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人の配偶者または３親等以内の親族であること。
(2) 本人が当社から見て「社外役員の相互就任の関係」[注1]にある会社の出身者[注2]であること。
(3) 当社および子会社が本人の出身会社[注3]の株式の５％以上を保有していること。
(4) 本人またはその出身会社[注3]が当社株式の５％以上を保有していること。
(5) 当社および子会社が本人の出身会社[注3]を主要な取引先[注4]としていること。
(6) 本人またはその出身会社[注3]が当社および子会社を主要な取引先[注4]としていること。
(7) 本人またはその所属団体が当社または子会社の会計監査人であること。
(8) 本人またはその出身団体が当社および子会社から合算して年額1,000万円以上の寄付を受けていること。
(9) 上記各号のほかに独立性を疑わせる重要な利害関係のあること。

注 1. 社外役員の相互就任の関係とは、当社の出身者が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。
2. 出身者とは、業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人として現任し、または、過去10年間においてその経験のある者をいう。
3. 出身会社とは、本人が業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人として現任し、または過去10年間においてその経験のある会社をいう。
4. 主要な取引先とは、取引金額が双方いずれかにおいて、連結売上高の２％以上（融資取引にあっては連結総資産の２％以上）であることをいう。
なお、本人と当社等との個人取引にあっては、当社等からの報酬等支払額が年額1,000万円以上であることをいい、本人が専門的サービス（弁護士・会計士など）を提供する団体に所属する場合にあっては、当社等から出身団体への報酬等支払額が年額1,000万円以上であることをいう。

以　上

以　上

添　付　書　類

添付書類（1）

平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

■１ 保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過および成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、平成26年度末現在、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）、連結子会社84社および持分法適用関連会社２社等で構成されており、国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外保険事業および金融・サービス事業を営んでおります。主要な事業は、国内損害保険事業であります。

金融経済環境ならびに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過および成果

当期の世界経済は、新興国の一部に弱さがみられたものの、米国の景気が着実に回復するなど、全体として緩やかな回復を続けました。わが国経済は、消費税率引上げにより個人消費に弱さがみられたものの、緩やかな回復を続けました。損害保険業界におきましては、景気回復や商品・料率改定などにより事業環境に改善がみられました。

（当社の取組）

当社は、グループブランドの強化によるグループの成長の加速を目的として、平成26年９月１日付けでグループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」とするとともに、社名を「ＮＫＳＪホールディングス株式会社」から「損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社」としました。

また、当社は、グローバル・グループベースの対応力を強化するために組織を見直し、持株会社としてグループ各社への最適な経営資源配分とグループ各社の経営管理・指導を行っております。当社グループは、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献していく」というグループ経営理念のもと、真のサービス産業として「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指しております。

当社は、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスのさらなる改善に継続して取り組んでおります。なお、本年６月１日に適用が開始されるコーポレートガバナンス・

コードにつきましては、その制度趣旨を踏まえ、当社の取組内容を「コーポレート・ガバナンス報告書」に盛り込み、ステークホルダーの皆さまに公表することとしております。

（国内損害保険事業）

国内損害保険事業におきましては、株式会社損害保険ジャパン（以下「損保ジャパン」といいます。）と日本興亜損害保険株式会社（以下「日本興亜損保」といいます。）が、平成26年９月１日に合併し「損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。）」となりました。

損保ジャパン日本興亜は「お客さま評価日本一/Ｎｏ．１」を最重要の経営戦略目標と位置づけ、早期に実現すべく全社を挙げて取り組んでおります。保険商品につきましては、商品ブランドを『THE（ザ）』シリーズに統一して、お客さまニーズにあわせた、わかりやすい商品ラインアップを実現しました。その一方で、迅速かつ適時・適切な保険金のお支払いに向けた保険金支払管理態勢のさらなる強化にも取り組んでおります。

また、セゾン自動車火災保険株式会社とそんぽ２４損害保険株式会社では直販型損害保険事業を展開しており、多様化するお客さまニーズに対応しております。

（国内生命保険事業）

国内生命保険事業におきましては、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（平成26年９月１日付けでＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社から社名を変更。以下「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命」といいます。）が、平成26年５月に医療保険の新商品『新・健康のお守り』を発売し、お客さまから高い評価をいただいております。

また、当社は、経営資源の選択と集中の観点から、平成26年８月に損保ジャパンが所有する損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社の株式を第一生命保険株式会社へ譲渡することで、グループ内の国内生命保険事業を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命に集約しました。

（海外保険事業）

海外保険事業におきましては、グループの成長戦略の一翼を担う事業と位置づけ、収益性や成長性が見込まれる国・地域を中心に経営資源を投入しております。平成26年５月には、英国ロイズ保険マーケットのCanopius Group Limited（キャノピアス社）を子会社化しました。また、平成27年３月には、仏国再保険会社のSCOR SE（スコール社）に資本参加することを決定し、同社を持分法適用関連会社とする予定であることを公表しました。

（金融・サービス事業）

金融・サービス事業におきましては、お客さまの資産形成に関するサービスをご提供するアセットマネジメント事業や確定拠出年金事業のほか、アシスタンス事業、リスクコンサルティング事業、ヘルスケア事業、介護サービス事業などを展開しております。

当社は、平成27年２月に、株式会社フレッシュハウスを子会社化して新たに住宅リフォーム事業へ参入することを公表するとともに、平成27年３月には、大手介護事業者である株式会社メッセージと資本・業務提携契約を締結しました。

（ＣＳＲ）

ＣＳＲ（企業の社会的責任）の観点におきましては、グループＣＳＲビジョンとともに６つの重点課題を定め、持続可能な社会の実現に貢献することを目指してさまざまな取組を行っております。当期は国内での防災プロジェクトやインドネシアでの交通安全プログラムを新たにスタートさせたほか、宮城県美術館において「東日本大震災復興支援 特別公開 ゴッホの《ひまわり》展」を開催しました。

また、当社は、ダイバーシティ推進を重要な経営戦略の一つとしており、平成27年１月には女性の活躍の推進に向けた取組が評価され、東京証券取引所が主催する「企業行動表彰」を受賞しました。

当期の業績

当社の連結業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が３兆430億円、資産運用収益が2,136億円、その他経常収益が255億円となった結果、前期に比べて2,740億円増加して３兆2,823億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が２兆5,812億円、資産運用費用が172億円、営業費及び一般管理費が4,650億円、その他経常費用が104億円となった結果、前期に比べて1,780億円増加して３兆740億円となりました。

この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当期の経常損益は、前期に比べて959億円増加して、2,083億円の経常利益となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税等合計および少数株主利益を加減した当期純損益は、前期に比べて101億円増加して542億円の当期純利益となりました。

なお、法人税率引下げに関連する法律の公布に伴う繰延税金資産の取崩しにより181億円を損失認識しました。

当社単体の業績につきましては、子会社からの配当金として329億円、経営管理料として36億円を受領した結果、営業収益が365億円となりました。経常損益は前期に比べて81億円増加し、330億円の経常利益となり、

当期純損益は前期に比べて81億円増加し、330億円の当期純利益となりました。

損保ジャパン日本興亜単体の業績につきましては、正味収入保険料は２兆1,813億円と前期に比べて991億円の増加となりました。経常損益は前期に比べて773億円増加し、1,951億円の経常利益となり、当期純損益は合併関連費用871億円を特別損失に計上したことなどにより、前期に比べて44億円減少し、450億円の当期純利益となりました。

なお、損保ジャパン日本興亜単体の業績は、合併前の日本興亜損保の業績を合算して記載しております。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の業績につきましては、個人保険と個人年金保険を合計した保有契約高は21兆431億円と前期に比べて7,975億円の増加、新契約高は２兆3,886億円と前期に比べて2,463億円の減少となりました。経常損益は225億円の経常利益となり、当期純損益は97億円の当期純利益となりました。

資産運用の概況

当期末の連結総資産は、10兆2,534億円となりました。有価証券の評価差額から法人税等相当額を控除したその他有価証券評価差額金（純資産の部）は、１兆487億円となりました。

また、当期の資産運用収益・費用につきましては、利息及び配当金収入、有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は2,136億円、有価証券売却損、有価証券評価損などの資産運用費用は172億円となりました。

対処すべき課題

今後の世界経済は、米国を中心に緩やかな回復基調が続くことが期待されます。わが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が見込まれます。損害保険業界におきましては、国内市場における収益性の向上、海外市場における新たな収益源の確保、環境変化や多様なリスクへ対処するための強固な事業基盤の構築などが引き続き求められます。

当社は、「国内損害保険事業の収益力向上を基点として、国内生命保険事業や海外保険事業など成長分野への経営資源シフトを積極的に進め、持続的成長サイクルへ乗せていく」という方針にもとづき平成24年11月に平成27年度を最終年度とするグループ経営計画を策定しました。経営数値目標である「平成27年度の修正連結利益1,800～2,100億円（注１）、修正連結ＲＯＥ７％以上（注１）」の達成に向けて、グループをあげて取り組んでまいります。

なお、平成26年度の修正連結利益は1,383億円、修正連結ＲＯＥは5.2％であり、修正連結利益の内訳は以下のとおりとなっております。

	平成26年度（実績）	平成27年度（業績予想）	平成27年度（経営数値目標）
国内損害保険事業	699億円	1,167億円	700～800億円
国内生命保険事業	474億円	900億円	1,000～1,100億円
海外保険事業	186億円	192億円	140～200億円
金融・サービス事業	23億円	24億円	20～30億円
合計	1,383億円	2,280億円	1,800～2,100億円
修正連結ＲＯＥ	5.2%	7.6%	7.0%以上

引き続き、当社はグループ展開する国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外保険事業、金融・サービス事業を通じてお客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、企業価値を向上してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

注１．修正利益の計算方法および修正連結ＲＯＥの計算方法は、６頁をご参照ください。
２．本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額および持株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、持株比率等の比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

(2) 企業集団および保険持株会社の財産および損益の状況の推移

イ　企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益	2,790,555	2,843,226	3,008,339	3,282,343
連結経常利益（△は連結経常損失）	△51,815	104,783	112,391	208,309
連結当期純利益（△は連結当期純損失）	△92,262	43,618	44,169	54,276
連結包括利益	△48,098	319,047	149,965	469,485
連結純資産額	1,000,577	1,283,488	1,390,153	1,829,852
連結総資産	8,893,378	9,178,198	9,499,799	10,253,431

ロ　保険持株会社の財産および損益の状況の推移

区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	36,462	39,124	27,581	36,568
受取配当金	34,088	36,720	24,675	32,907
保険業を営む子会社等	34,088	36,720	24,675	31,900
その他の子会社等	—	—	—	1,007
当期純利益（△は当期純損失）	34,501	36,980	24,951	33,070
1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）	83円12銭	89円11銭	60円43銭	80円94銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	914,690	917,834	905,183	914,729
保険業を営む子会社等株式等	876,465	875,453	875,453	853,953
その他の子会社等株式等	2,333	4,322	4,322	4,322

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

イ　保険持株会社の状況

(平成27年３月31日現在)

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	平成22年４月１日

ロ　子法人等の状況

(平成27年３月31日現在)

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	昭和51年７月21日
	そんぽ２４損害保険株式会社	本社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号	平成12年７月24日
	セゾン自動車火災保険株式会社	本社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号	昭和57年９月22日
	損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社	本社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号	平成23年７月１日
国内生命保険事業	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	本社	東京都新宿区西新宿六丁目13番１号	平成23年10月１日
金融・サービス事業	損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目25番１号	平成11年５月10日
	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	本社	東京都中央区日本橋二丁目２番16号	平成21年11月24日
	株式会社全国訪問健康指導協会	本社	東京都千代田区神田淡路町一丁目２番３号	平成17年８月23日

(4) 企業集団の使用人の状況

イ　保険持株会社の状況

区　　分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使用人	346名	440名	94名	42.1歳	17.7年	624千円

注 1. 使用人数は、当社連結子会社との兼務者を含む就業人員数であります。また、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 平均勤続年数は、当社連結子会社における勤続年数を通算しております。
3. 平均給与月額は、平成27年３月の平均給与月額(時間外手当を含みます。)であり、賞与を含んでおりません。

ロ　企業集団の状況

事業セグメント	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
	名	名	名
国内損害保険事業	28,404	28,210	△194
国内生命保険事業	3,135	2,719	△416
海外保険事業	3,694	4,394	700
金融・サービス事業	671	763	92
合　　計	35,904	36,086	182

注 1. 使用人数は、当社および当社連結子会社（本項において、以下「グループ」といいます。）の合計であります。
また、グループからグループ以外への出向者を除き、グループ以外からグループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 当社の使用人数は、金融・サービス事業に含めて記載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンは、平成21年に発行した劣後債（第１回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債）を、平成26年５月27日に全額繰上償還しました。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

事業セグメント	金　額
	百万円
国内損害保険事業	16,267
国内生命保険事業	223
海外保険事業	5,518
金融・サービス事業	32
合計	22,042

注.　当社の設備投資の金額は、金融・サービス事業に含めて記載しております。

ロ　重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

（平成27年３月31日現在）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
（連結子会社）						
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区	国内損害保険事業	昭和19年２月12日	70,000百万円	100.0%	（注２）
そんぽ２４損害保険株式会社	東京都豊島区	国内損害保険事業	平成11年12月６日	19,000百万円	100.0% (100.0%)	―
セゾン自動車火災保険株式会社	東京都豊島区	国内損害保険事業	昭和57年９月22日	23,610百万円	99.3% (99.3%)	―
損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社	東京都新宿区	国内損害保険事業	平成元年２月28日	1,845百万円	100.0% (100.0%)	―
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	国内生命保険事業	昭和56年７月７日	17,250百万円	100.0%	（注３）
損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	確定拠出年金業務および投資信託販売業務	平成11年５月10日	3,000百万円	100.0% (100.0%)	（注４）
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	投資顧問業務および投資信託委託業務	昭和61年２月25日	1,550百万円	100.0%	―
株式会社全国訪問健康指導協会	東京都千代田区	疾病予防など、健康・介護に関する相談業務	平成３年４月12日	1,286百万円	96.6%	―
Sompo Japan Nipponkoa Holdings (Americas) Inc.	デラウェア（アメリカ）	海外保険事業	平成25年１月２日	1,140千USD (136百万円)	100.0% (100.0%)	―
Sompo Japan Insurance Company of America	ニューヨーク（アメリカ）	海外保険事業	昭和37年８月９日	13,742千USD (1,651百万円)	100.0% (100.0%)	―
Canopius Group Limited	セント・ピーターポート（英国王室属領ガーンジー）	海外保険事業	平成15年10月24日	190,457千GBP (33,914百万円)	100.0% (100.0%)	（注５）
Canopius Holdings UK Limited	ロンドン（イギリス）	海外保険事業	平成15年７月２日	0千GBP (0百万円)	100.0% (100.0%)	（注５）
Canopius Managing Agents Limited	ロンドン（イギリス）	海外保険事業	昭和55年８月27日	308千GBP (54百万円)	100.0% (100.0%)	（注５）
Canopius Reinsurance Limited	ハミルトン（英国領バミューダ）	海外保険事業	平成18年１月26日	70千GBP (12百万円)	100.0% (100.0%)	（注５）
Sompo Japan Nipponkoa Insurance Company of Europe Limited	ロンドン（イギリス）	海外保険事業	平成５年12月９日	173,700千GBP (30,930百万円)	100.0% (100.0%)	―

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Sompo Japan Sigorta Anonim Sirketi	イスタンブール（トルコ）	海外保険事業	平成13年3月30日	45,498千TRL (2,100百万円)	90.0% (90.0%)	—
Sompo Japan Nipponkoa Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール（シンガポール）	海外保険事業	平成20年8月1日	768,075千SGD (67,091百万円)	100.0% (100.0%)	(注6)
Tenet Sompo Insurance Pte. Ltd.	シンガポール（シンガポール）	海外保険事業	平成元年12月14日	418,327千SGD (36,540百万円)	100.0% (100.0%)	—
Berjaya Sompo Insurance Berhad	クアラルンプール（マレーシア）	海外保険事業	昭和55年9月22日	118,000千MYR (3,819百万円)	70.0% (70.0%)	—
Sompo Japan Nipponkoa Insurance (China) Co., Ltd.	大連（中国）	海外保険事業	平成17年6月1日	500,000千CNY (9,680百万円)	100.0% (100.0%)	(注7)
Sompo Japan Nipponkoa Insurance (Hong Kong) Company Limited	香港（中国）	海外保険事業	昭和52年3月25日	210,001千HKD (3,255百万円)	97.8% (97.8%)	—
Yasuda Maritima Seguros S.A.	サンパウロ（ブラジル）	海外保険事業	昭和18年10月8日	950,246千BRL (35,358百万円)	99.9% (99.9%)	(注8)
Yasuda Maritima Saude Seguros S.A.	サンパウロ（ブラジル）	海外保険事業	平成13年6月12日	94,607千BRL (3,520百万円)	100.0% (100.0%)	(注9)
(持分法適用関連会社) 日立キャピタル損害保険株式会社	東京都千代田区	国内損害保険事業	平成6年6月21日	6,200百万円	20.6% (20.6%)	—
Universal Sompo General Insurance Company Limited	ムンバイ（インド）	海外保険事業	平成19年1月5日	3,500,000千INR (6,790百万円)	26.0% (26.0%)	—

注 1. 本表は、重要な連結子会社および持分法適用関連会社について記載しております。
2. 株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は、平成26年９月１日に合併し、社名を損害保険ジャパン日本興亜株式会社としました。
3. ＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社は、平成26年９月１日に社名を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社としました。
4. 損保ジャパンＤＣ証券株式会社は、平成26年９月１日に社名を損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社としました。
5. Canopius Group Limitedおよび同社の子会社であるCanopius Holdings UK Limited、Canopius Managing Agents Limited、Canopius Reinsurance Limitedは、株式会社損害保険ジャパンがCanopius Group Limitedの発行済株式総数の100.0％を取得したことに伴い、平成26年５月１日に当社の連結子会社となりました。
6. Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.は、平成２６年９月１日に社名をSompo Japan Nipponkoa Holdings (Asia) Pte. Ltd.としました。
7. Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.は、平成26年４月１日に社名を

Sompo Japan Nipponkoa Insurance (China) Co., Ltd.としました。
8. Yasuda Seguros S.A.とMaritima Seguros S.A.は、平成26年10月21日に合併し、社名をYasuda Maritima Seguros S.A.としました。
9. Maritima Saude Seguros S.A.は、平成26年10月29日に社名をYasuda Maritima Saude Seguros S.A.としました。
10. 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社は、平成26年8月1日に当社の連結子会社ではなくなりました。
11. 資本金欄の（ ）内に表示した円貨額は、当期末の為替相場による換算額であります。
12. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、間接所有割合を内数で記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社と第一生命保険株式会社との包括業務提携

   損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、第一生命保険株式会社との包括業務提携により、業務の代理・事務の代行契約を締結し、第一生命保険株式会社による損害保険ジャパン日本興亜株式会社の損害保険商品の取扱いおよび損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代理店による第一生命保険株式会社の生命保険商品の取扱いを行っております。
2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社と株式会社クレディセゾンとの業務提携

   損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、セゾンカードホルダーに対する損害保険商品の開発・提供を行っております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成26年5月1日	当社は、当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンを通じてCanopius Group Limitedの発行済株式総数の100.0%を取得し、同社を連結子会社としました。
平成26年8月1日	当社は、当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンを通じて所有していた損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社の株式（所有割合90.0%）のすべてを譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

■ 2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(平成27年３月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
二宮 雅也（ふたみや まさや）	代表取締役会長 担当：総括	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役社長社長執行役員	―
櫻田 謙悟（さくらだ けんご）	代表取締役社長 担当：総括、グループCEO(最高経営責任者)	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役会長会長執行役員	(注１)
辻 伸治（つじ しんじ）	代表取締役 担当：広報部、ＣＳＲ部、経営管理部、経理部、内部監査部(共管)	―	―
竹本 尚一朗（たけもと しょういちろう）	取締役 担当：法務部、コンプライアンス部、リスク管理部、内部監査部(共管)、グループCRO(最高リスク管理責任者)	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	―
江原 茂（えはら しげる）	取締役 担当：海外事業企画部、海外経営管理部、欧州部	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	―
西澤 敬二（にしざわ けいじ）	取締役 担当：ＩＴ企画部、新事業開発部、内部監査部（補佐）、グループCIO（最高システム責任者）	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役専務執行役員	(注2)
磯谷 隆也（いそがい たかや）	取締役 担当：人事総務部	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役副社長執行役員	(注3)
熊野御堂 厚（くまのみどう あつし）	取締役 担当：社長補佐（国内生命保険関連）	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 代表取締役社長社長執行役員	(注3)

氏　　名	地位および担当	重要な兼職	その他
野原 佐和子	取締役（社外取締役）	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 日本写真印刷株式会社 取締役（社外取締役） 株式会社ゆうちょ銀行 取締役（社外取締役）	(注4)
遠藤 功	取締役（社外取締役）	株式会社ローランド・ベルガー会長 早稲田大学大学院商学研究科教授 株式会社良品計画 取締役（社外取締役） ヤマハ発動機株式会社 監査役（社外監査役） 日新製鋼株式会社 取締役（社外取締役）	(注4)
村田 珠美	取締役（社外取締役）	弁護士	(注4)
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis)	取締役（社外取締役）	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 取締役（社外取締役） 株式会社ニッセンホールディングス 監査役（社外監査役） 立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン 取締役（社外取締役）	(注4)
吉満 英一	常勤監査役	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	—
高田 俊之	常勤監査役	—	—
椿 愼美	監査役（社外監査役）	公認会計士 平和不動産株式会社 監査役（社外監査役）	(注4) (注5)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
笠間治雄（かさま はるお）	監査役（社外監査役）	弁護士 日本郵政株式会社 取締役（社外取締役） 住友商事株式会社 監査役（社外監査役） キユーピー株式会社 監査役（社外監査役）	(注4)
柳田直樹（やなぎだ なおき）	監査役（社外監査役）	弁護士 アルパイン株式会社 監査役（社外監査役）	(注4)
湯目和史（ゆのめ かずふみ）	常勤監査役	—	(注6)

注 1. 櫻田謙悟氏は、平成27年３月31日付けで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の会長執行役員を退任し、平成27年４月１日付けで代表取締役会長に就任しております。
2. 西澤敬二氏は、平成27年４月１日付けで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代表取締役副社長執行役員に就任しております。
3. 磯谷隆也氏および熊野御堂厚氏は、平成27年３月31日付けで当社の取締役を辞任しております。
4. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏、スコット・トレバー・デイヴィス氏、椿愼美氏、笠間治雄氏および柳田直樹氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 椿愼美氏は、長年にわたり、公認会計士として実務に携わってきた経験を持つ財務・会計・監査・国際会計基準の専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 湯目和史氏は、平成26年６月23日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって辞任しております。
7. 当社では、意思決定の迅速化および責任体制の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。
なお、執行役員の総数は取締役との兼任者を含めて13名であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

区　分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション
取　締　役	15名	291百万円	252百万円	39百万円
監　査　役	7名	98百万円	98百万円	―
計	22名	389百万円	350百万円	39百万円

注 1. 支給人数には、平成26年６月23日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名および監査役２名が含まれております。
2. 報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、平成26年６月23日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名および監査役２名に対する報酬等が含まれております。
3. 取締役の報酬等の総額には、執行役員兼務取締役の執行役員としての報酬204百万円（基本報酬：172百万円、株式報酬型ストックオプション：31百万円）を含んでおります。なお、執行役員報酬の支給人数は９名であります。
4. 取締役の基本報酬には、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬38百万円が含まれております。
5. 当事業年度の業績に基づく業績連動報酬の引当金計上額は45百万円であります。
6. 株主総会の決議により定められた報酬限度額は次のとおりであります。

区　分	報酬限度額
取　締　役	・基本報酬　年額４億円以内 （うち社外取締役分年額１億円以内） ・株式報酬型ストックオプション　年額１億円以内 ※上記のいずれも、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。
監　査　役	・基本報酬　年額１億1,000万円以内

7. 当社および当社連結子会社からの報酬等の総額が１億円以上の役員はおりません。

役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜役員報酬決定方針＞

当社の取締役および執行役員ならびに監査役への報酬は、次の役員報酬決定方針に則り、取締役および執行役員の報酬については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役の協議により定めます。

1. 基本方針

取締役および執行役員の報酬は、業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の向上に資する報酬体系、優秀な人材の確保が可能な報酬水準とし、具体的水準については、社外委員中心の指名・報酬委員会の審議を経て決定することにより客観性および透明性を確保します。

なお、子会社の取締役および執行役員の報酬体系についても原則として同様の体系を採用するものとします。

監査役の報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とします。

2. 取締役の報酬

取締役報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績に応じて決定するものとし、修正連結利益、当期純利益（連結）および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

ただし、社外取締役に対する株式報酬型ストックオプションおよび業績連動報酬の支給は行いません。

なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬と執行役員としての報酬を合算して支給します。

3. 執行役員の報酬

執行役員報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、役位に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績および個人業績に応じて決定するものとし、会社業績連動報酬は、修正連結利益、当期純利益（連結）および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。また、個人業績連動報酬は、執行役員の業績評価に応じて決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

4. 監査役の報酬

監査役報酬は、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

以　上

■ 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(平成27年３月31日現在)

氏　名	兼職その他の状況
野原（のはら） 佐和子（さわこ） (社外取締役)	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 日本写真印刷株式会社取締役（社外取締役） 株式会社ゆうちょ銀行取締役（社外取締役）
遠藤（えんどう） 功（いさお） (社外取締役)	株式会社ローランド・ベルガー会長 株式会社良品計画取締役（社外取締役） ヤマハ発動機株式会社監査役（社外監査役） 日新製鋼株式会社取締役（社外取締役）
村田（むらた） 珠美（たまみ） (社外取締役)	―
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（社外取締役） 株式会社ニッセンホールディングス監査役（社外監査役） 株式会社ブリヂストン取締役（社外取締役）
椿（つばき） 愼美（ちかみ） (社外監査役)	平和不動産株式会社監査役（社外監査役）
笠間（かさま） 治雄（はるお） (社外監査役)	日本郵政株式会社取締役（社外取締役） 住友商事株式会社監査役（社外監査役） キユーピー株式会社監査役（社外監査役）
柳田（やなぎだ） 直樹（なおき） (社外監査役)	アルパイン株式会社監査役（社外監査役）

注 1. 社外役員の兼職先と当社との間に、重要な資本的関係および取引関係はありません。

2. 日本郵政株式会社の子会社である株式会社かんぽ生命保険は、当社の子会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
野原佐和子（のはらさわこ） (社外取締役)	1年 9か月	取締役会16回開催のうち16回出席	取締役会において、ブランド戦略を推進する上での留意事項、海外経営管理を国内同様に実施するために検討を要する課題などについて、経営者としての経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について取締役会への提言をとりまとめるとともに、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
遠藤　功（えんどういさお） (社外取締役)	9か月	取締役会12回開催のうち12回出席	取締役会において、サービス事業への進出における事業特性を踏まえたリスク管理手法確立の必要性、海外事業においてコアとなる事業を育てることの重要性などについて、学識経験者および経営者としての専門的知見・経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
村田　珠美（むらたたまみ） (社外取締役)	9か月	取締役会12回開催のうち12回出席	取締役会において、少子化問題を踏まえた商品戦略の方向性、新規事業へ進出する際の業務提携契約締結にあたっての留意事項などについて、法律家としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	９か月	取締役会12回開催のうち12回出席	取締役会において、新規事業展開時におけるグランドデザイン明確化の重要性、中長期のグループ経営計画策定にあたっての留意事項などについて、学識経験者としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
椿（つばき）　愼美（ちかみ） (社外監査役)	１年９か月	取締役会16回開催のうち15回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	取締役会・監査役会において、決算方針の監査手続きにおける留意事項、グループ内部統制の機能の向上に資する三様監査連携のあり方などについて、公認会計士としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
笠間（かさま）　治雄（はるお） (社外監査役)	１年９か月	取締役会16回開催のうち14回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	取締役会・監査役会において、海外経営管理態勢の強化にかかる留意事項、海外拠点統合におけるリーガルリスクなどについて、法律家としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
柳田（やなぎだ）　直樹（なおき） (社外監査役)	９か月	取締役会12回開催のうち11回出席 監査役会11回開催のうち11回出席	取締役会・監査役会において、コンプライアンス向上への取組におけるルールの明確化、新規事業推進にあたっての法的側面等の留意事項などについて、法律家としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。

注.　当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
野原　佐和子 (社外取締役)	当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。
遠藤　功 (社外取締役)	
村田　珠美 (社外取締役)	
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	
椿　愼美 (社外監査役)	
笠間　治雄 (社外監査役)	
柳田　直樹 (社外監査役)	

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	10名	81百万円	―

注 1. 支給人数には、平成26年６月23日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役１名が含まれております。
2. 保険持株会社からの報酬等には、平成26年６月23日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役１名に対する報酬等が含まれております。
3. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、以下のとおりであります。
社外取締役　６名　45百万円
社外監査役　４名　36百万円

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

(平成27年３月31日現在)

発行可能株式総数	1,200,000千株
発行済株式の総数	415,352千株

(2) 当年度末株主数　45,796名

(3) 大株主

(平成27年３月31日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	23,467	5.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,668	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,713	3.4
損保ジャパン日本興亜ホールディングス従業員持株会	11,134	2.7
第一生命保険株式会社	10,227	2.5
日本通運株式会社	8,001	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	6,919	1.7
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	6,554	1.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,050	1.5
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	6,007	1.5

注 1. 上記のほか当社所有の自己株式7,314千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 第一生命保険株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式4,492千株が含まれております（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　第一生命保険口」であります。）。

所有者別株式分布状況



■5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取　締　役 (社外役員を除く。)	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第23回新株予約権 ・新株予約権の数　　：22個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　550株 (新株予約権１個当たりの株式数：25株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：平成22年８月17日から 平成47年８月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	１名
	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第24回新株予約権 ・新株予約権の数　　：67個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　6,700株 (新株予約権１個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：平成23年11月１日から 平成48年10月31日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	３名
	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第25回新株予約権 ・新株予約権の数　　：221個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　22,100株 (新株予約権１個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：平成24年８月14日から 平成49年８月13日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	４名
	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第26回新株予約権 ・新株予約権の数　　：128個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　12,800株 (新株予約権１個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：平成25年８月13日から 平成50年８月12日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	６名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取　締　役 (社外役員を除く。)	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第27回新株予約権 ・新株予約権の数　　：163個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　16,300株 (新株予約権１個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：平成26年８月15日から 平成51年８月14日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	７名
社外取締役	―	―
監　査　役	―	―

注 1. 各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。
また、新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

2. 本表は、当社が当社の役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権を記載しております。

3. 上記新株予約権の発行時点において、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社およびＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社の取締役または執行役員であった当社取締役は、各社の取締役または執行役員として本新株予約権を付与されており、当事業年度の末日において当社取締役（社外役員を除く。）が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。

・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第23回新株予約権：　1,251個
(普通株式　31,275株)
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第24回新株予約権：　427個
(普通株式　42,700株)
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第25回新株予約権：　359個
(普通株式　35,900株)
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第26回新株予約権：　240個
(普通株式　24,000株)
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第27回新株予約権：　246個
(普通株式　24,600株)

4. 当社設立に際し、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が発行していた新株予約権は、平成22年４月１日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権（第１回新株予約権から第22回新株予約権まで）を交付いたしました。当事業年度の末日において当社の役員が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。

・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第９回新株予約権：　10個（普通株式　2,500株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第10回新株予約権：　10個（普通株式　2,500株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第11回新株予約権：　13個（普通株式　3,250株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第12回新株予約権：　13個（普通株式　3,250株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第13回新株予約権：　26個（普通株式　6,500株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第14回新株予約権：　24個（普通株式　6,000株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第15回新株予約権：　197個（普通株式　4,925株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第16回新株予約権：　342個（普通株式　8,550株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第17回新株予約権：　14個（普通株式　3,150株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第18回新株予約権：　13個（普通株式　2,925株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第19回新株予約権：　10個（普通株式　2,250株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第20回新株予約権：　12個（普通株式　2,700株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第21回新株予約権：　30個（普通株式　6,750株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第22回新株予約権：　36個（普通株式　8,100株）

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
使　用　人	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第27回新株予約権 ・新株予約権の数　　：75個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　7,500株 （新株予約権１個当たりの株式数：100株） ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：平成26年８月15日から 平成51年８月14日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：（注１）	４名
子法人等の役員および使用人	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第27回新株予約権 ・新株予約権の数　　：1,245個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　124,500株 （新株予約権１個当たりの株式数：100株） ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：平成26年８月15日から 平成51年８月14日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：（注１）	57名

注 1. 各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員、ＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役、株式会社プライムアシスタンスの取締役ならびにセゾン自動車火災保険株式会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、新株予約権の行使期間内において、それぞれの会社で取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。

また、新株予約権者は、当社の取締役および執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員、ＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役、株式会社プライムアシスタンスの取締役ならびにセゾン自動車火災保険株式会社の取締役のそれぞれの地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

2. 本表は、当社が当社の使用人に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権ならびに株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、ＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、株式会社プライムアシスタンスおよびセゾン自動車火災保険株式会社の役員および使用人を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権と新株予約

権の払込金額の払込債務との相殺により付与された新株予約権を記載しております。

3. 上記新株予約権の発行時点において、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社およびＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社の取締役または執行役員であった当社取締役が、各会社における職務執行の対価である金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務との相殺により付与された新株予約権246個は、本表に含んでおりません。
4. 当事業年度の末日において、当社が発行する新株予約権の数の合計は10,423個、その目的である株式の種類および数の合計は普通株式876,575株であります。

■ 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　小澤（おざわ）　裕治（ゆうじ） 指定有限責任社員　羽柴（はしば）　則央（のりお） 指定有限責任社員　窪寺（くぼでら）　信（まこと）	31百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、ＥＲＭ体制構築に係る助言業務等を委託しております。

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は450百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の専門性、職業倫理、独立性、監査実施体制、品質管理体制および職務遂行状況など、企業会計審議会が定める監査基準および監査に関する品質管理基準への準拠性について、通期の監査活動を通じて確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、海外の子法人等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

■ 7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

■ 8 業務の適正を確保するための体制

当社は、損保ジャパン日本興亜グループ（以下「グループ」といいます。）の業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりです。

なお、本基本方針に基づくグループの統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めております。

＜内部統制基本方針＞

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループＣＳＲビジョンをグループ会社に示します。

(2)「グループ会社経営管理基本方針」を定め、グループ会社の経営管理を適切に行います。直接出資子会社（当社が直接出資する子会社をいいます。以下同様とします。）については、経営管理契約を締結するとともに、適切に株主権を行使します。その他のグループ会社については、当社直接または直接出資子会社を通じた経営管理を行います。

(3) グループ会社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認制度報告制度を整備します。

(4) グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定および周知し、適切に経営管理を行います。また、グループ会社に、事業実態に応じた規程等を策定させ、これに基づく体制を整備させるとともに、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項を報告させる体制を整備します。

(5) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

(6)「損保ジャパン日本興亜グループ グループ内取引に係る基本方針」を定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 当社およびグループ会社において、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2)「損保ジャパン日本興亜グループ コンプライアンス基本方針」およびコンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンス体制を整備します。また、グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、グループのコンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

(4) 当社およびグループ会社において、不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

(5)「損保ジャパン日本興亜グループ お客さまの声への対応に関する基本方針」を定め、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

(6)「損保ジャパン日本興亜グループ 顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理を適切に行います。

(7) セキュリティポリシーを定め、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

(8)「損保ジャパン日本興亜グループ 利益相反取引管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

(9)「損保ジャパン日本興亜グループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「グループ ＥＲＭ基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたＥＲＭ「戦略的リスク経営」を実践します。

(1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定め、資本配賦を行うなどの態勢を整備・推進します。また、グループが抱える各種リスクの特性の概要およびグループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。これらの実現のために、グループＥＲＭ推進委員会およびリスク管理委員会を設置します。

(2) グループ会社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1) グループの中期経営計画および年度計画を策定し、グループ会社と共有します。

(2) グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(3) 当社およびグループ会社において、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

(4) 当社およびグループ会社において規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(5) 信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、「グループＩＴ戦略に関する基本方針」を定め、的確かつ正確なグループシステムを構築します。

(6)「損保ジャパン日本興亜グループ 業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制
(1) 当社は、「財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
(2) 当社は、「損保ジャパン日本興亜グループ 財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定め、当社の連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社およびグループ会社において必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制
当社は、「ディスクロージャー基本方針」を定めるとともに、法令等に基づく開示の統括部署ならびに開示委員会を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社およびグループ会社において、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制
当社は、当社およびグループ会社の内部監査の実効性を確保するため、「損保ジャパン日本興亜グループ 内部監査基本方針」を定め、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、グループ会社の内部監査に関する遵守義務等に関する事項を明確にし、これに必要な体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

(2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

(3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。なお、役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

(2) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-3.　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。

(2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

(3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

(4) 監査役の求めに応じて、監査役とグループ会社の監査役との連携およびグループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保します。

(5) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

以　上

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

添付書類（2）

平成26年度（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	523,465	保険契約準備金	7,579,309
買現先勘定	71,985	支払備金	1,264,221
買入金銭債権	14,234	責任準備金等	6,315,087
金銭の信託	111,293	社債	135,958
有価証券	7,682,930	その他負債	416,340
貸付金	604,058	退職給付に係る負債	96,854
有形固定資産	343,322	役員退職慰労引当金	64
土地	180,226	賞与引当金	24,567
建物	126,407	役員賞与引当金	216
リース資産	5,225	特別法上の準備金	53,553
建設仮勘定	3,825	価格変動準備金	53,553
その他の有形固定資産	27,637	繰延税金負債	116,713
無形固定資産	100,230	負債の部合計	8,423,578
ソフトウェア	7,973	（純資産の部）	
のれん	83,636	資本金	100,045
その他の無形固定資産	8,620	資本剰余金	438,306
その他資産	795,963	利益剰余金	222,682
退職給付に係る資産	315	自己株式	△19,067
繰延税金資産	11,560	株主資本合計	741,967
貸倒引当金	△5,928	その他有価証券評価差額金	1,048,718
		繰延ヘッジ損益	8,085
		為替換算調整勘定	26,046
		退職給付に係る調整累計額	△3,235
		その他の包括利益累計額合計	1,079,614
		新株予約権	1,550
		少数株主持分	6,720
		純資産の部合計	1,829,852
資産の部合計	10,253,431	負債及び純資産の部合計	10,253,431

添付書類（3）

平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	**3,282,343**
保険引受収益	**3,043,075**
正味収入保険料	2,508,031
収入積立保険料	144,213
積立保険料等運用益	46,126
生命保険料	277,208
支払備金戻入額	55,789
その他保険引受収益	11,705
資産運用収益	**213,680**
利息及び配当金収入	161,246
金銭の信託運用益	6,304
売買目的有価証券運用益	6,649
有価証券売却益	66,865
有価証券償還益	1,072
特別勘定資産運用益	3,261
その他運用収益	14,407
積立保険料等運用益振替	△46,126
その他経常収益	**25,588**
持分法による投資利益	175
その他の経常収益	25,412
経常費用	**3,074,034**
保険引受費用	**2,581,292**
正味支払保険金	1,531,221
損害調査費	135,161
諸手数料及び集金費	476,876
満期返戻金	293,114
契約者配当金	105
生命保険金等	78,594
責任準備金等繰入額	61,626
その他保険引受費用	4,591
資産運用費用	**17,288**
金銭の信託運用損	163
有価証券売却損	1,468
有価証券評価損	1,434
有価証券償還損	82
金融派生商品費用	11,512
その他運用費用	2,627
営業費及び一般管理費	**465,019**
その他経常費用	**10,434**
支払利息	6,067
貸倒引当金繰入額	167
貸倒損失	9
その他の経常費用	4,190
経常利益	**208,309**

（次頁に続く）

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	**1,476**
固定資産処分益	1,334
負ののれん発生益	0
その他特別利益	140
特別損失	**105,258**
固定資産処分損	1,645
減損損失	5,517
特別法上の準備金繰入額	9,782
価格変動準備金	9,782
その他特別損失	88,314
税金等調整前当期純利益	**104,527**
法人税及び住民税等	**14,569**
法人税等調整額	**34,892**
法人税等合計	**49,461**
少数株主損益調整前当期純利益	**55,066**
少数株主利益	**790**
当期純利益	**54,276**

添付書類（4）

平成26年度（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**56,202**	**流動負債**	**19,784**
現金及び預金	2,479	関係会社短期借入金	19,000
前払費用	8	未払金	425
繰延税金資産	65	未払費用	13
未収入金	53,611	未払法人税等	9
その他	36	未払消費税等	128
固定資産	**858,527**	賞与引当金	161
有形固定資産	**157**	役員賞与引当金	45
建物	142	その他	0
工具、器具及び備品	15	**負債合計**	**19,784**
投資その他の資産	**858,370**	（純資産の部）	
関係会社株式	858,276	**株主資本**	**893,394**
繰延税金資産	0	**資本金**	**100,045**
その他	92	**資本剰余金**	**776,611**
		資本準備金	25,045
		その他資本剰余金	751,565
		利益剰余金	**35,804**
		その他利益剰余金	35,804
		繰越利益剰余金	35,804
		自己株式	**△19,067**
		新株予約権	**1,550**
		純資産合計	**894,944**
資産合計	**914,729**	**負債純資産合計**	**914,729**

添付書類（5）

平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	32,907	
関係会社受入手数料	3,661	**36,568**
営業費用		
販売費及び一般管理費	3,531	**3,531**
営業利益		**33,037**
営業外収益		
未払配当金除斥益	34	
受取事務手数料	3	
還付加算金	2	
その他	0	**40**
営業外費用		
支払利息	17	
その他	4	**22**
経常利益		**33,055**
特別利益		
新株予約権戻入益	140	**140**
特別損失		
固定資産除却損	1	
その他	14	**16**
税引前当期純利益		**33,180**
法人税、住民税及び事業税	112	
法人税等調整額	△2	**109**
当期純利益		**33,070**

添付書類（6）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　裕　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪　寺　　信	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（旧ＮＫＳＪホールディングス株式会社）の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（旧ＮＫＳＪホールディングス株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類（7）

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　裕　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪　寺　　信	㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（旧ＮＫＳＪホールディングス株式会社）の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類（8）

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

（次頁に続く）

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月19日

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社　監査役会

監査役(常勤)	吉　滿　　英　一	㊞
監査役(常勤)	高　田　　俊　之	㊞
監査役(社外監査役)	椿　　愼　美	㊞
監査役(社外監査役)	笠　間　　治　雄	㊞
監査役(社外監査役)	柳　田　　直　樹	㊞

以　上

（メモ欄）

定時株主総会会場ご案内

会　場　〒160-8338　東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社　本店2階会議室
電　話（03）3349－3000（代表）



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜　本店
ホームページアドレス http://www.sompo-hd.com/



各種交通機関からの所要時間（徒歩）

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

JR（新宿駅）、小田急線（新宿駅）、京王線・京王新線（新宿駅）、都営地下鉄新宿線・大江戸線（新宿駅）	西口地上出口から歩道橋利用の場合	約7分
	西口地上出口から歩道利用の場合	約8分
	地下通路経由N4出口利用の場合	約8分
東京メトロ丸ノ内線（新宿駅） 都営地下鉄大江戸線（新宿西口駅）	B14出口から歩道利用の場合	約7分
都営地下鉄大江戸線（都庁前駅）	B2出口から地下通路経由N4出口利用の場合	約5分

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK　この招集通知は環境に配慮した植物油インキを使用しています。